

原子力災害対策への国の支援に関する意見・要望について

全国原子力発電所所在市町村協議会

1 広域避難について

- (1) 防護区域がUPZに拡大したことにより、市町村内だけでは輸送車両の確保が困難となることから、バスや鉄道等の避難手段の確保について、国において関係団体や鉄道事業者と調整を図り、住民の輸送について支援をいただきたい。
- (2) 原子力発電所の立地地域における避難に係わる道路の状況は、ネットワークや防災面を考慮した場合、決して満足できるものではない。原子力災害時の避難が迅速かつ確実に行えるよう、高規格道路を含めた避難道路の整備について、関係省庁が認識を共有し整備促進を図っていただきたい。
- (3) 住民避難の円滑化と汚染の拡大防止の両面から、スクリーニングや除染に係る実施場所や資機材及び要員の確保について、国が主体となって関係機関と連携し、体制を整備していただきたい。

2 災害時要援護者の避難支援について

- (1) 災害時要援護者が安全かつ迅速に避難できるよう、搬送車両の確保や搬送体制の整備について、国が自衛隊等関係機関と調整を図り、より一層支援いただきたい。
- (2) 避難先における病院等の受入先や、その後の支援に係る医師、看護師、介護従事者の確保について、国においても関係機関の連携が進むよう、支援していただきたい。

3 安定ヨウ素剤について

- (1) 安定ヨウ素剤の保管、配布及び服用について、粉末剤からの調製や配布対象年齢、服用できない人への対応等、不明確な部分が多いことから、現場に不安が生じないように国が統一的な方針をより明確にいただきたい。
- (2) 安定ヨウ素剤の配布状況を適切に管理するため、住民基本台帳と連動した管理システムの構築や住民向け説明会の開催に係る経費について、財源措置を講じていただきたい。

- (3) 事前配布の際に住民に説明する医師等の確保について、他地域からの応援も含めて支援していただきたい。
- (4) UPZにおける配布・服用判断について、定量的な判断基準を示し、国において主導的に判断していただきたい。

4 原子力災害対策施設整備費補助金事業について

- (1) PAZ内の施設で整備中の放射線防護対策事業について、工事完了後の放射線防護設備の維持管理費用についても財源措置を講じていただきたい。
- (2) 原子力災害対策施設としての機能向上に伴う付随施設の整備についても、補助対象としていただきたい。

5 UPZ圏内における防護措置の判断について

- (1) 緊急時モニタリング結果からOILに基づき防護措置を決定することについて、段階的な避難の実施方法を含めた流れを示していただきたい。
- (2) UPZ内におけるOILに基づく防護措置について、放射性物質の放出後に避難することから、低線量被ばくについて、国が責任を持って国民に対して理解活動を行っていただきたい。また、不用な誤解や差別を招かないためにも、全国の小中高等学校における放射線教育の充実を図っていただきたい。
- (3) 緊急時モニタリングの結果については、UPZ圏内における避難判断の指標となることから、防護措置の判断に係る緊急時モニタリング結果等の情報が市町村に対し、迅速かつ確実に伝達される体制を構築していただきたい。